

令和8年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案

(追加分)

令和8年第1回定例会提出議案（追加分）

議案番号	件名	議決要領
議案 第32号	工事請負契約の締結について（丹生川小学校大規模改修及びプール解体工事）	
議案 第33号	いなべ市梅林公園の指定管理者の指定について	
議案 第34号	令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第10号）	
	以下余白	

議案第 3 2 号

工事請負契約の締結について (丹生川小学校大規模改修及びプール解体工事)

次のとおり、丹生川小学校大規模改修及びプール解体工事の請負契約を締結しようとする。

令和 8 年 3 月 1 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
丹生川小学校大規模改修及びプール解体工事
- 2 工事の場所
いなべ市大安町丹生川中 1 1 8 9 番地
- 3 契約の方法
条件付一般競争入札
- 4 契約金額
3 2 1, 2 0 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 29, 200, 000 円)
- 5 契約の相手方
三重県桑名市大福 3 8 0 番地 1
株式会社大橋組 三重営業所
所長 大橋 昭文

提案理由

いなべ市立丹生川小学校は築50年近く経過しており、老朽化した建物及び設備の機能及び性能の向上のため、校舎、屋内運動場及び擁壁の改修、屋内運動場の空調設備設置並びにプールの解体をしようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

いなべ市梅林公園の指定管理者の指定について

いなべ市梅林公園の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和8年3月11日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ
代表理事 岡 正光
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

令和8年4月1日に新たに再編し設置する予定のいなべ市梅林公園の指定管理者として、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべを指定しようとするもので、指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第10号）を別案のとおり提出する。

令和8年3月11日提出

いなべ市長 日 沖 靖

